

議員提出議案第 12 号

葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 11 日

提出者 6 番 中 江 秀 夫 7 番 おりかさ 明実
28 番 三小田 准 一 29 番 中 村 しんご
葛飾区議会議長 安 西 俊 一 殿

(提案理由)

墓地等を経営しようとする者と隣接住民等及び周辺住民との紛争の調整に関し、区によるあっせん等を設ける必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成 24 年葛飾区条例第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 21 条を第 29 条とし、第 20 条を第 28 条とし、第 19 条を第 27 条とする。

第 18 条第 1 項中「前条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 区長は、第 23 条の規定による出頭若しくは第 24 条の規定による関係図書の提出を求め、又は前条の規定による墓地等の新設又は変更に係る工事の着手の延期若しくは工事の停止の要請をした場合において、その求め又は要請を受けた者がその求め又は要請に正当な理由がなく従わないときは、その旨を公表することができる。

第 18 条を第 26 条とし、第 17 条の次に次の 8 条を加える。

(あっせん)

第 18 条 区長は、申請予定者と隣接住民等及び周辺住民の双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、申請予定者又は隣接住民等及び周辺住民の一方から調整の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、あっせんを行うことができる。

3 区長は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

第 19 条 区長は、当該紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(調停)

第 20 条 区長は、前条の規定によりあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。

2 区長は、前項に規定する勧告をした場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行うことができる。

3 区長は、前項の規定にかかわらず、当事者の一方が第 1 項に規定する勧告を受諾した場合において、相当な理由があると認めるときは、調停を行うことができる。

4 区長は、調停を行うに当たって必要があると認めるときは、調停案を作成し、当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。

5 区長は、調停を行うに当たっては、葛飾区建築紛争調停委員会（葛飾区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和 54 年葛飾区条例第 2 号）第 11 条第 1 項に定める委員会をいう。以下「調停委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(調停の打ち切り)

第 21 条 区長は、当事者に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 前条第 4 項の規定による勧告が行われた場合において、定められた期間内に当事者の双方から受諾する旨の申出がないときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。

(調停委員会)

第 22 条 調停委員会は、第 20 条第 5 項の規定による区長の意見の求めに応じ、必要な調査及び審議を行い意見を述べるとともに、区長の諮問に応じて、紛争の予防と調整に関する重要事項について調査及び審議する。

2 第 20 条第 5 項の規定による調停委員会の意見については、葛飾区中高層建築物の建築

に係る紛争の予防と調整に関する条例第 11 条第 11 項の規定を準用する。

(出頭)

第 23 条 区長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(関係図書の提出)

第 24 条 区長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に対し、関係図書の提出を求めることができる。

(工事着手の延期等の要請)

第 25 条 区長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、申請予定者に対して、期間を定めて墓地等の新設又は変更に係る工事の着手の延期又は工事の停止を要請することができる。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。